

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	昭和電線ホールディングス株式会社
【英訳名】	SWCC SHOWA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 隆代
【本店の所在の場所】	川崎市川崎区日進町1番14号
【電話番号】	(044) 223 - 0520
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括部長 上條 俊春
【最寄りの連絡場所】	川崎市川崎区日進町1番14号
【電話番号】	(044) 223 - 0521
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括部長 上條 俊春
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第126期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 配当総額1,492,113,150円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、2023年4月1日を効力発生予定日として、連結子会社である昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併し、純粋持株会社から事業会社へ移行いたします。この経営体制の変更に伴い、商号および目的に関する規定を一部変更するものであります（変更案第1条、第2条）。

なお、本議案による定款一部変更は、本吸収合併の効力発生日である2023年4月1日に効力を生ずることとする附則を設け、その効力発生をもって本附則を削除するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として長谷川隆代、張東成および胡国強の3氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として坂倉裕司および戸川隆の両氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注)4
第1号議案	250,286	1,555	0	(注)1	可決(99.4%)
第2号議案	251,700	141	0	(注)2	可決(99.9%)
第3号議案	251,702	139	0	(注)2	可決(99.9%)
第4号議案				(注)3	
長谷川 隆代	217,070	34,771	0		可決(86.2%)
張 東成	241,631	10,210	0		可決(95.9%)
胡 国強	251,502	339	0		可決(99.9%)
第5号議案				(注)3	
坂倉 裕司	251,582	259	0		可決(99.9%)
戸川 隆	248,559	3,282	0		可決(98.7%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。

4 賛成の割合については、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会議決権行使期限までの事前行使分および当日出席の株主全員分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会議決権行使期限までの事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上